

議案第70号

令和4年度瑞穂町長岡財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度瑞穂町長岡財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書を付して議会の認定に付します。

令和5年9月1日

提出者 瑞穂町長 杉浦裕之

令和4年度瑞穂町長岡財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、令和4年度瑞穂町長岡財産区特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

令和4年度瑞穂町長岡財産区特別会計歳入歳出決算

2 審査期日

令和5年7月27日（木）

3 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

本年度の決算状況は決算書で示すように、歳入総額80万3,462円、歳出総額53万4,616円で、歳入歳出差引残額26万8,846円である。

歳入の状況は、収入済額80万3,462円は調定額に対し100%の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の65.47%を占める基金繰入金、34.52%を占める繰越金である。

歳出の状況は、支出済額53万4,616円が予算現額に対し66.08%の執行率である。

支出の主なものは、86.72%を占める総務費で、委員報酬、管理等委託料及び長岡財産区基金積立金、13.28%を占める諸支出金では、一般会計繰出金である。

以上が決算の概要であるが、本年度においても、健全な財産区運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意され、財産区運営のなお一層の努力を望む。

令和5年8月9日

瑞穂町長 杉浦裕之様

瑞穂町監査委員 村山隆敏

同 小川龍美